

一 般 質 問 通 告 書

佐野市議会議長 様

		受付	番号 1 5
			令和 6 年 5 月 3 0 日
			午後 2 時 3 5 分
議会名	令和 6 年 第 3 回 佐野市議会定例会		
発言者	議席番号 1 番 長浜 成仁		
答弁を求める者 (選択してください)	☐ 市長 ・ ☐ 副市長 ・ ☐ 教育長 ・ ☐ 担当部局長		
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	☐ あり (資料提示 ・ 資料配付 ・ モニター使用) ☒ なし		
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)		
1. 姉妹都市・親善都市・友好交流都市との交流について	①本市は、アメリカ合衆国ペンシルベニア州ランカスター市と姉妹都市、滋賀県彦根市及び福岡県芦屋町と親善都市、中華人民共和国浙江省衢州市と友好交流都市としてのつながりがあります。姉妹都市、親善都市、友好交流都市、それぞれの意味合いや違いをお伺いします。 ②平成6年にアメリカ合衆国ペンシルベニア州ランカスター市と姉妹都市提携を結び、現在まで中学生相互交流事業をはじめ様々な交流が行われてきましたが、昨年6月にランカスター市側から中学生相互交流事業を継続しない旨の連絡がありました。ランカスター市が当事業を継続しないとした理由を本市は確認したのか、また、確認したのであれば、その理由をお伺いします。 ③本市は、ランカスター市と姉妹都市提携を結んでいます。今後の展開をお伺いします。 ④ランカスター市との中学生相互交流事業ができなくなり、今後はニュージーランド・ファンガレイ市にある学校との中学生交流事業が始まります。今後の交流について、中学生交流事業の他にどのような取組を想定しているかお伺いします。 ⑤今後、ニュージーランド・ファンガレイ市と姉妹都市、親善都市、友好交流都市、いずれかの提携を結ぶ考えはあるかお伺いします。		

(1) 第2次佐野市総合計画
中期基本計画との整合性につ
いて

(2) 佐野市国土強靱化地域
計画との整合性について

②「国際防災拠点さの創設」は、「国際的な防災拠点の創設」として第2次佐野市総合計画中期基本計画において、「基本目標1. 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり、政策1. 企業誘致を促進し産業振興で活力あるまちづくり、施策3. 出流原PA周辺開発の推進」の中に明記されているものと認識していますが、現在においても施策の分類に変更は無いか、また、変更が生じるのであれば、その理由をお伺いします。

③「国際防災拠点さの創設」は、「国際的な防災拠点の創設」として第2次佐野市総合計画中期基本計画において、「出流原PA周辺開発の推進」の中に明記されているものと認識していますが、出流原PA周辺総合物流開発整備を取りやめた本市の方針との整合性について本市の認識をお伺いします。

④第2次佐野市総合計画中期基本計画と国際防災拠点さの整備方針との整合性について本市の認識をお伺いします。

①令和6年3月に改訂された佐野市国土強靱化地域計画において、「第3章 地域計画策定の基本的な考え方、3. 基本方針、4) 地域特性に応じた施策の推進」に「国際防災拠点のイメージ」として図が明記されていますが、令和2年8月に出された同計画においては、ほぼ同位置に「(仮称) 出流原PAスマートインターチェンジ周辺総合物流拠点等のバックアップ機能イメージ」として図が明記されています。この両方のイメージの整合性について本市の認識をお伺いします。

②佐野市国土強靱化地域計画と国際防災拠点さの整備方針との整合性について本市の認識をお伺いします。

(3)「国際防災拠点の基本コンセプト」について	①国際防災拠点さの整備方針の「国際防災拠点の基本コンセプト」において、「本市は災害に対する安全性が比較的高く、国内外へのアクセス性も高い。そのポテンシャルを活かし、平時から、被災地の迅速な回復に寄与する企業等との連携、また企業の誘致を図り、災害時には、本市を起点（拠点）としてそれらの企業等が災害対応に寄与することができる拠点機能・体制を整えるものである。」と明記されていますが、「拠点機能・体制を整える」とは具体的にどのようなことかお伺いします。 ②国際防災拠点さの整備方針の「国際防災拠点の基本コンセプト」において、「国際防災拠点の機能の一部を担う既存の候補施設一例」として「佐野インランドポート、企業等、大型商業施設、道の駅、S A・P A」が明記されていますが、対象としている候補施設との調整はどの程度進んでいるのかお伺いします。 ③本市の役割は、「国際防災拠点」である各施設のとりまとめを行うという認識で良いかお伺いします。
(4)「一般的な「防災拠点」の考え方」について	①国際防災拠点さの整備方針の「一般的な「防災拠点」の考え方」において、国、栃木県、本市の各計画との差異が整理されていますが、どの計画でも「本市が考える「他地域での被災に対応する拠点」とは異なるものである。」で締められています。また、「国際防災拠点の目指すべき方向性」において、「これは、これまでにあまり見られない新機軸の「防災拠点」の概念である。」と明記されていますが、国や栃木県との調整はどの程度進んでいるのかお伺いします。
(5)「国際防災拠点の目指すべき方向性」について	①国際防災拠点さの整備方針の「国際防災拠点の目指すべき方向性」において、「「国際防災拠点」とは、被災地に存するこれまでの「防災拠点」と対をなし、当該「防災拠点」へ資材、物資、人材等を派遣・供給する拠点であると表現することができる。」と明記されていますが、「国際防災拠点」は「防災拠点」の後方支援を行うという認識で良いか、また、あえて「国際」を付けた理由をお伺いします。

	②国際防災拠点さの整備方針の「国際防災拠点の目指すべき方向性」において、「対象とする「被災地」～国際防災拠点ネットワーク～」として5項目に分けて明記されていますが、対象となっているそれぞれの国、都県、市町村に加えて関係省庁との調整はどの程度進んでいるかお伺いします。
(6) 国際防災拠点さの整備方針全体について	①「国際防災拠点さの」は何をもって整備完了と言えるか、また、その時期をお伺いします。 ②令和3年6月に「国際防災拠点創設の表明」を行い、令和6年3月に「国際防災拠点さの整備方針」が示されました。市民からは、令和3年6月の表明当初と現在と言っていることに違いがあるのではないかという声を聞きます。その声に対して本市の認識をお伺いします。 ③「国際防災拠点さの創設」は、「対象とする「被災地」」はもちろん佐野市民にとっても大変重要なものであると考えますが、佐野市民に向けて何らかの形で説明を行う考えはあるかお伺いします。 ④災害が同タイミングで本市と「対象とする「被災地」」で発生した場合、本市の災害対応はどのようなになるかお伺いします。
3. 学習指導要領について	① 平成29年告示の学習指導要領における「第5章 特別活動、第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とありますが、実際どのような指導をしているか、また、本市の全ての小学校、中学校、義務教育学校において本取扱いに沿った指導が行われているかお伺いします。 ②平成29年告示の学習指導要領（小学校）における「第2章 各教科、第2節 社会、第6学年、3 内容の取扱い、(3)、ア」において、「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること（一部抜粋）」とありますが、実際どのような指導をしているか、また、本市の全ての小学校、義務教育学校において本取扱いに

	沿った指導が行われているかお伺いします。 ③本市で生まれ育った子どもたちが成長し、本市はもちろん世界中で活躍する人材となることを願ってやみません。子どもたちが将来、国際社会において尊敬され、信頼される人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことと考えますが、本市の認識をお伺いします。
--	---